

定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人塩尻市観光協会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を長野県塩尻市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、塩尻市の自然、歴史、文化、産業等の資源を活用し、観光の振興に関する事業等を行うことにより、観光産業の成長を図り、もって地域経済の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 観光その他の産業の振興に関する事業
- (2) 観光客の誘致及び受入態勢の整備に関する事業
- (3) 観光情報の収集及び提供に関する事業
- (4) イベント等の開催及び支援に関する事業
- (5) 映画、テレビ等のロケーション撮影の誘致及び支援に関する事業
- (6) 観光資源の保護及び開発に関する事業
- (7) 地域産業に関する商品の企画、商品化及び販売に関する事業
- (8) 旅行業に関する事業
- (9) 小売業に関する事業
- (10) 飲食業に関する事業
- (11) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第5条 当法人の公告方法は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社員

(社員種別)

第6条 当法人の社員は次の2種とし、普通社員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 普通社員 当法人の目的に賛同し入社した個人、団体又は法人
- (2) 賛助社員 当法人の事業を賛助するため入社した個人、団体又は法人

(入社)

第7条 当法人の社員となろうとする者は、理事会の定めるところにより、申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第8条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費（以下「会費」という。）を支払う義務を負うものとする。

2 既に納付された会費については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

(社員の資格喪失)

第9条 社員が次の各号の一に該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき
- (2) 成年被後見人又は被保佐人となったとき
- (3) 死亡し、又は解散したとき
- (4) 1年以上会費を滞納したとき
- (5) 除名されたとき
- (6) 総社員の同意があったとき

(社員の資格喪失に伴う権利義務)

第10条 社員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する社員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

(退社)

第11条 社員はいつでも退社することができる。ただし、1箇月以上前に当法人に対して、書面で退社の予告をするものとする。

(除名)

第12条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反するような行為をしたとき、又は社員としての義務に反したときは、社員総会の決議によって除名することができる。

第3章 社員総会

(構成)

第13条 社員総会は、全ての普通社員をもって構成する。

(権限)

第14条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 理事及び監事の報酬の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 理事会において社員総会に付議した事項
- (6) 定款の変更
- (7) 解散
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令及びこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度終了後3箇月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催するものとする。

(招集)

第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 社員総会を招集するときは、社員総会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定める順序により、他の理事が議長の職務を行う。

(議決権)

第18条 社員総会における議決権は、1社員につき1個とする。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、法令及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、社員の半数以上であって、社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議決権の代理行使)

第20条 社員は、他の社員を代理人として議決権を行使することができる。この場合において、前条の規定の適用については、その社員は出席したものとみなす。

2 前項の場合には、社員総会ごとに議決権を行使するための書面を提出しなければならない。

(議事録)

第21条 社員総会の議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、議長及びその社員総会において選任された議事録署名人2名がこれに記名押印しなければならない。

第4章 役員

(役員の設置)

第22条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上20名以内
- (2) 監事 2名以内

- 2 理事のうち1名を代表理事とする。
- 3 前項の代表理事をもって、当法人の会長とする。
- 4 理事の中から、専務理事及び常務理事を置くことができる。

(役員の選任)

第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

(役員の任期)

第24条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は会長を補佐し、専務理事は当法人の業務を執行する。
- 4 常務理事は、当法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の解任)

第27条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事については、報酬を支給することができる。

- 2 前項に関し必要事項は、社員総会の決議によって定める。

第5章 理事会

(構成)

第29条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、法令及びこの定款で定めるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 社員総会に付議するべき事項
- (2) 社員総会の決議した事項の執行に関する事項

(3) その他社員総会の決議を要しない当法人の業務の執行に関する事項

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定める順序により、他の理事が議長の職務を行う。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第34条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項について決議に加わることができるものに限る。）の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときは除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、議長及びその理事会において選任された議事録署名人2名がこれに記名押印しなければならない。

第6章 資産及び会計

(事業年度)

第36条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第37条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第38条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、理事会の決議を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告書を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配制限)

第39条 当法人は、社員その他のものに対し、剰余金を分配することができない。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 当法人は、社員総会の決議によって定款を変更することができる。

(解散)

第41条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第42条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、地方公共団体又は当法人と類似の目的を有する他の団体に贈与するものとする。

第8章 事務局

(事務局)

第43条 当法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他必要な職員を置くことができる。

3 事務局長及び職員は、会長がこれを任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が定める。

第9章 委員会

(委員会)

第44条 当法人の事業を推進するため必要があるときは、理事会は、その決議によって委員会を置くことができる。

2 委員会の委員は、理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が定める。

第10章 雜則

(委任)

第45条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が定める。